

令和3年9月15日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
健保担当理事 倉岡 隆

診療所での新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る公費・診療報酬上の取扱いについて - その2

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より医師会会務にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、神奈川県医師会より標記の件につきまして通知がまいりましたので、別紙のとおりお知らせいたします。(昨日お知らせ致しました内容の続報です。)

3 神 医 第 816 号  
令和 3 年 9 月 14 日

郡市医師会長 殿

神奈川県医師会  
副会長 池 上 秀 明  
( 公 印 省 略 )

**診療所での新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る  
公費・診療報酬上の取扱いについて（その2）**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年9月8日付（3神医第780号）にて案内しました標記の件につきましては、神奈川県より令和3年9月10日（医危第1961号）『宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について』及び（医危第1942号）『「早期薬剤処方指針」に関する質疑応答集について』が発出されました。

当該通知は、9月8日付本会通知とは内容が一部異なりますが患者の負担軽減の観点から本会通知の取扱いを一部下記のとおり変更することといたしました。

つきましては、別添第2版について貴会会員へのご周知をお願いいたします。

なお、今回の変更となりました経緯の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

記

【別添事例②】抗原検査により当日中に陽性が確定し薬剤処方をした場合であって、発生届を提出（またはHER-SYSに入力）した日の陽性確定となった検査以降について、公費負担の対象とする。（やむを得ない場合を除き）

（変更前）主保険のみ、患者負担金あり

（変更後）公費負担となり、患者負担金なし

神奈川県医師会保険医療・学術課 椿、深澤  
〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町3-1  
TEL 045 - 241 - 7000(代)  
FAX 045 - 241 - 1464



診療所での新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る公費・診療報酬上の取扱いに関する今回の経緯について

神奈川県医師会

8月20日に神奈川県が作成した神奈川県「早期薬剤処方指針」に早期治療開始へ向けた早期診断の取組みが示され、抗原検査キットによる検査で陽性が確認された場合についてはこれをもって確定診断となることが記載されました。その結果、患者が発熱等で受診し、当日に抗原検査で陽性が判明した際の初診料や処方箋料等の算定方法について混乱が生じておりました。

この状況を受け、本会では行政検査における公費の取扱いについて日本医師会の見解を確認し、初診日（1日目）においてはあくまでも検査料、判断料のみが公費、初診料、院内トリアージ料、処方箋料等については保険診療と整理し、9月8日付けの文書で周知をさせていただきました。

しかしながら翌9日、神奈川県より東京都の取り扱い等を踏まえ宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について、本会から神奈川県に再三の確認を行い、無回答であったにもかかわらず、当日に抗原検査で陽性が判明した場合はそれ以降の処方箋料、薬剤費等は公費とする取り扱いにするとの申し出がございました。

本会としては、確認した日本医師会の見解とは異なる取扱いであり、抗原検査とPCR検査との差異など現場の混乱、不平等を強いるものであり全てを容認できる内容ではないが早期薬剤処方の促進によって患者の生命が守られ、さらには患者の経済的負担軽減にも繋がるため、丁寧な経緯説明等を記載することを前提に承諾を致しました。

しかしその後、県より10日付で発出された通知には、上述の公費扱い事項に加え遡求請求や償還払いなど事前に説明の無かった内容が盛り込まれており、一方では本会が求めた丁寧な経過説明等が一切記載されていないものとなりました。昨年6月の県からの公費に関する通知では抗原検査で当日陽性が判明しうる状況は想定できておらず、また重要な事項にも関わらず積極的な周知の徹底も求められることもなく、今回も説明はありませんでした。

本会としては到底承服できるものではなく、結果として日々ワクチン接種、発熱外来等でご尽力いただいている医療機関の先生方にはさらなるご負担をかけることになり、遺憾の極みでございます。

また、都道府県によって取扱いが異なることも問題であることから、今後、厚生労働省から何らかの通知が発出される可能性もありますが、県行政には実際の医療の現場を十分に理解していただくよう強く求めてまいりますので何卒ご理解のほどよろしく申し上げます。



# 診療所での新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る公費・診療報酬上の取扱いについて（第2版） （令和3年9月13日現在）

9/10に県より『宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について』及び『「早期薬剤処方指針」に関する質疑応答集について』が発出され、下図の赤枠部分の取扱いに変更が生じております。

本県においては、抗原検査により当日中に陽性が確定した場合の薬剤処方については、早期薬剤処方の促進及び患者の経済的負担軽減に繋げるため、発生届を提出（またはHER-SYSに入力）した日以降については、公費負担に変更となりました。（やむを得ない場合を除き）

1日目		2日目以降	
事例①	初診・トリアージ ⇒ 抗原検査 ⇒ 陰性 ⇒ 薬処方 ⇒ PCR検査	⇒ 陽性 ⇒ 参照①、②	
事例②	初診・トリアージ ⇒ 抗原検査 ⇒ 陽性 ⇒ 薬処方 ⇒ 参照①、②		
事例③	初診・トリアージ ⇒ 抗原検査 ⇒ 陰性 ⇒ 薬処方 ⇒ PCR検査	⇒ 陰性	
事例④	初診・トリアージ ⇒ PCR検査 ⇒ 薬処方	⇒ 陽性 ⇒ 参照①、②	
事例⑤	初診・トリアージ ⇒ PCR検査 ⇒ 薬処方	⇒ 陰性	

保険診療

行政検査（公費・・検査料+判断料）

自宅療養等（公費）

事例①：発熱の患者で抗原検査陰性のためPCR検査を実施し、解熱剤等を処方。後日、PCR検査結果が陽性だった場合。

保険請求	公費請求
初診料 288点 院内トリージ 実施料 300点 処方箋料 68点 医科外来等感染症対策実施加算 5点 (現在のところ令和3年4月～9月診療分まで)	抗原定性 600点 免疫学的検査判断料 144点 核酸検出 1800点 微生物学的検査判断料 150点

※コロナ疑いのため検査料、判断料のみ公費請求。

事例②：発熱の患者で抗原検査にてその場で陽性が判明したため、解熱剤等を処方した場合。

保険請求	公費請求
初診料 288点 院内トリージ 実施料 300点 医科外来等感染症対策実施加算 5点 (現在のところ令和3年4月～9月診療分まで)	抗原定性 600点 免疫学的検査判断料 144点 処方箋料 68点

※当日コロナ陽性のため、検査料、判断料の他に、処方箋料も公費請求の対象となりました。

事例③：発熱の患者で抗原検査陰性のためPCR検査を実施し、解熱剤等を処方。後日、PCR検査結果が陰性だった場合。

保険請求	公費請求
初診料 288点	<b>抗原定性 600点</b>
院内トリージ 実施料 300点	<b>免疫学的検査判断料 144点</b>
処方箋料 68点	<b>核酸検出 1800点</b>
医科外来等感染症対策実施加算 5点 (現在のところ令和3年4月～9月診療分まで)	<b>微生物学的検査判断料 150点</b>

※コロナ疑いのため**検査料、判断料のみ公費請求。**

事例④：発熱の患者でPCR検査を実施し、解熱剤を処方。後日、PCR検査結果が陽性だった場合。

保険請求	公費請求
初診料 288点 院内トリージ 実施料 300点 処方箋料 68点 医科外来等感染症対策実施加算 5点 (現在のところ令和3年4月～9月診療分まで)	核酸検出 1800点 微生物学的検査判断料 150点

※コロナ疑いのため検査料、判断料のみ公費請求。

事例⑤：発熱の患者でPCR検査を実施し、解熱剤を処方。後日、PCR検査結果が陰性だった場合。

保険請求	公費請求
初診料 288点 院内トリージ実施料 300点 処方箋料 68点 医科外来等感染症対策実施加算 5点 (現在のところ令和3年4月～9月診療分まで)	核酸検出 1800点 微生物学的検査判断料 150点

※コロナ疑いのため検査料、判断料のみ公費請求。

# 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

令和3年8月16日（臨時的な取扱いその54）

- ・ 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合には**二類感染症患者入院診療加算（250点）**が算定可能になった。

## 【算定事例】

自宅・宿泊療養中の患者に電話や情報通信機器を用いて診療をした場合

初診患者	再診患者
A000初診料の注2に規定する点数 214点	電話等再診料 73点
二類感染症患者入院診療加算 <b>250点</b>	二類感染症患者入院診療加算 <b>250点</b>

## 令和3年7月30日（臨時的な取扱いその51）

- ・ 自宅・宿泊療養を行っている者に対し「患者又はその看護者から緊急に往診を求められ医師がその必要性を認めて往診を行った場合」や「医師がコロナ感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め、訪問診療を実施した場合」には、**往診料**や**在宅患者訪問診療料**を算定した日に限り、**救急医療管理加算1（950点）が算定可能になった。**

## 【算定事例】

自宅・宿泊療養中の患者に緊急で往診をした場合

初診料	288点
医科外来等感染症対策実施加算	5点
（現在のところ令和3年4月～9月診療分まで）	
往診料	720点
院内トリアージ実施料	300点
緊急往診加算	325点
救急医療管理加算 1	<b>950点</b>

## 【注意すべき留意点】

当該加算については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

# 公費負担者番号及び受給者番号について

## 1. 行政検査の公費番号

### (1) 公費負担者番号

神奈川県（横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504

### (2) 受給者番号「9999996（7桁）」

## 2. 自宅療養等の公費番号

(1) 公費負担者番号28140606

(2) 受給者番号「9999996（7桁）」



医危第 1961 号  
令和 3 年 9 月 10 日

公益社団法人 神奈川県医師会 会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
( 公 印 省 略 )

## 宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について（通知）

日頃から本県の感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関しては、令和 2 年 6 月 15 日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長通知（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について（依頼）」（健危第 147 号））にて通知をしていますが、その後、抗原定性検査による当日の陽性確定診断ができるようになったことから、今回、改めて本県としての公費負担の対象を整理しましたので、別紙のとおりお知らせします。

### <添付資料>

- ・（別紙）宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について

#### 問合せ先

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室  
自宅療養グループ 川井、小林

Mail:iryokiki-zitaku.g4ja@pref.kanagawa.jp

## 宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について

令和3年9月10日  
神奈川県医療危機対策本部室

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和2年4月30日付け健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、宿泊療養又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担分に相当する金額を公費で補助することについて、次のとおり必要な事項を定める。

### 1 概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担分に相当する金額（以下「自己負担額」という。）については、県が補助する。
- ・ 県は、当該審査及び支払事務について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会へ委託する。
- ・ 医療機関等は、自己負担額を含めて、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会へ請求する。
- ・ 既に本人が医療機関等へ支払済の自己負担額については、原則として、医療機関等から当該対象者に支給（返金）してもらおう。ただし、医療機関等からの支給（返金）が困難な場合は、県から本人に対する償還払いにより対応するので、対象者が各保健所を通じて県に申請することにより支給する。

### 2 対象範囲

本県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等に対し、令和2年4月1日以降に行われた「対象となる医療」。

### 3 対象となる医療

- ① 宿泊療養又は自宅療養の対象となった方が受けた医療であること
- ② 宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること  
※ 療養の認定前や解除後に実施した医療は対象外
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療であること  
※ 新型コロナウイルス感染症に関するものではない医療や感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象外

公費負担となるのは、保健所に発生届を提出した日の医療から公費負担の対象となります。そのため、各医療機関においては、陽性確定後は止むを得ない場合を除き、当日中に保健所に発生届を提出するか、HER-SYSに入力していただ

くよう御協力をお願いします。(※参考：感染症法第12条)

患者が発熱等で受診し、当日に抗原検査で陽性が判明した場合、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療は対象となります(例：処方箋料、調剤薬局における薬剤費等)。

なお、検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリージ料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは認められず、同日であったとしても公費負担とはなりません。この場合、保険診療、公費による検査、公費による治療が混在することになり、患者に一部負担金が発生することにご留意ください。

**【公費番号】**

公費負担者番号：28140606

受給者番号：9999996

#### 4 自己負担額の取扱い

原則として、医療機関等は、対象者が対象となる医療を受診した場合、その自己負担分を徴収せず、後日、当該自己負担分に係る金額を審査支払機関に請求するようにしてください。

#### 5 支払済の自己負担額に係る取扱い

原則として、医療機関等より当該対象者に支給(返金)するようにしてください。ただし、医療機関等からの支給(返金)が困難な場合は、県から本人に対する償還払いにより対応します。

#### 6 各保健所、対象者、医療機関等の事務の流れ

**【各保健所】**

- ・ 各保健所は、対象者に対し、医療機関等の窓口で診療費の自己負担額がかからない旨を周知してください。
- ・ 医療機関等で受診・調剤を受ける際は、自分が対象者であることを申告するよう対象者に周知してください。
- ・ 支払済の自己負担額については、原則として、医療機関等から当該対象者に支給(返金)となりますので、受診した医療機関に支給(返金)を依頼するよう周知してください。ただし、医療機関等からの支給(返金)が困難な場合は、県から本人に対する償還払いにより対応しますので、その場合は必要書類を保健所に提出するよう周知してください。
- ・ 償還払いする際には、各保健所は、対象者に対して、医療費申請書等、償還払いに必要な書類を提出するよう周知し、提出書類をとりまとめてください。各保健所は、対象者から提出された書類に不備がないことを確認の上、神奈川県医療危機対策本部室自宅療養グループ公費負担担当あて送付してください。

### <償還払いに必要な提出書類>

- ・医療費申請書（様式1）
- ・領収書等費用が確認できる書類の写し
- ・口座振込先の通帳の写し
- ・就業制限通知書の写し（その他当該患者が対象者であることが確認できる書類でも可）

### <保健所からの書類の提出先>

- ・〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県医療危機対策本部室 自宅療養グループ 公費負担担当

### 【対象者】

- ・医療機関等で受診・調剤を受ける際は、自分が対象者であることを申告する。
- ・支払済の自己負担額については、原則として、医療機関等から当該対象者に支給（返金）してもらおう。ただし、医療機関等からの支給（返金）が困難な場合は、県から本人に対する償還払いにより対応するので、各保健所あてに必要な書類を添付して医療費申請書を提出する。

### 【医療機関等】

- ・対象者が対象となる医療を受診した場合、その自己負担分を徴収せず、後日、当該自己負担分に係る金額を審査支払機関に請求するようにしてください。
- ・対象者である旨の確認が取れない場合は、各保健所に問合せをして確認してください。

(※参考：感染症法第12条)

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

